日医発第 255 号 (保 55) 平成 24 年 6 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長 横 倉 義 武

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

平成24年5月31日付厚生労働省告示第377号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、名称が変更された医薬品(⑥アルタットカプセル 37.5mg, ⑥アルタットカプセル 75mg) や既収載品と同一成分の新規格医薬品等、合計 5 成分 8 品目を、薬価基準の別表に第 8 部追補(4)として収載したものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 378 号で、旧名称の医薬品(圖アルタットカプセル 37.5, 圖アルタットカプセル 75) が掲示事項等告示の別表第 2 に第 6 部追補(2)として収載され、 経過措置品目(使用期限:平成 25 年 3 月 31 日限り)となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

- 1. 官報 (平 24. 5. 31 第 5811 号抜粋)
- 2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について (平 24. 5. 31 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

0

 \triangleright

0

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

件(同・九〇)

省

〇医療法施行規則の一部を改正する省 介(**厚生労働**八六)

○児童福祉施設の設備及び運営に関す 令(同八七) る基準の一部を改正する省令 同八八)

規 則

官

O人事院規則九─二Q 特殊勤務手当 0) (人事院九一三〇一七九) 一部を改正する人事院規則

告 壶

〇地方税法附則第五十一条第四項に規 定する居住困難区域を指定する件 (総務一九九)

〇地方税法附則第五十二条第二項第 号に規定する自動車持出困難区域を 指定する件(同一〇〇)

〇外国弁護士による法律事務の取扱い よる承認をした件(法務二二四) に関する特別措置法第七条の規定に

〇薬事法施行規則の一部を改正する省 仓 〇生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税 〇生きている豚及び豚肉等に係る関税 の緊急措置の平成二十四年度におけ の緊急措置の平成二十四年度におけ る発動基準数量を定める件 (同一九二) 急関税の発動日を告示する件 同 一儿三)

(同一九四) る発動基準数量を定める件

〇認定特定非営利活動法人を公示する 件の一部を改正する件

(国税庁一七、一八)

껃

〇平成二十四年度技能検定実施計画の

〇厚生労働大臣が定める手数料の金額

一部を改正する供 厚生労働三七二)

同一四五六~一四六二

〇薬事法第三十六条の三第一項第一号 大臣が指定する第一類医薬品及び第 及び第二号の規定に基づき厚生労働 一類医薬品の一部を改正する件 同三七四) 一部を改正する件(同三七三)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げ 〇平成二—四年度の初日から平成二— び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する 四年四月三十日までの生鮮等牛肉及 平成二十四年四月三十日までの輸入 る物品の平成二十四年度の初日から 数量を告示する件(財務)八九)

〇関税暫定措置法別表第一の六第三項 〇平成二十四年度の初日から平成二十 度における輸入数量に基づく特別緊 に係る物品についての平成二十四年 量を告示する件(同一九一) 四年四月三十日までの豚肉等並びに 生きている豚及び豚肉等の各輸入数

〇肉用子牛生産安定等特別措置法に基 大臣の指定するものを指定する件の 所在する家畜市場であって農林水産 づき、 部を改正する件 肉用子牛の主要な生産地域に

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律

正する件(同九五)

施行令の規定に基づき水面埋立地の

区域を定める件(同九六)

国会事項

5

農林水産一四五四

〇保安林の指定施業要件を変更する件 O農林物資の規格化及び品質表示の適 (同一四五五) 登録認定機関の登録を更新した件 正化に関する法律の規定に基づき、

〇土地区画整理事業の事業計画の変更 〇福鳥復興再生特別措置法第四十六条 を認可した件(国土交通六四八) める書類(経済産業・環境八) 令の経済産業大臣及び環境大臣が定 境人臣等に対する協議等に関する命 第二項に規定する経済産業大臣、環

〇薬事法施行規則第二百十条第五号の 規定に基づき特別の注意を要するも のとして厚生労働人臣が指定する第 二類医薬品の一部を改正する件 同三七五

ᄪ

〇小型船造船業法施行規則第二十六条

件の一部を改正する件(同六四九)

運輸支局及び海事事務所を指定する

〇船員法施行規則第二十八条第一項の

〇薬事法施行規則第二百十六条の二第 ない期間として厚生労働大臣が定め る表示が記載されていることを要し 項の規定に基づき同令第二百九条 一及び第二百十条第五号に規定す

O療担規則及び薬担規則並びに療担基 〇使用薬剤の薬価(薬価基準) 示事項等の一部を改正する件 準に基づき厚生労働大臣が定める掲 を改正する件(同三七七) 同三七八) 0) 꺎

○雨水その他の水が浸入した場合に溶

出する事故由来放射性物質の量が少

ない特定廃棄物の要件等の一部を改

改正する件(環境九四)

〇廃棄物の事故由来放射性物質につい

ての放射能濃度の測定方法の一部を

〇水路測量の実施に関する件

(海上保安庁一三六)

定をした件(同六五一)

〇土地収用法の規定に基づき事業の認

(同六五〇)

ら登録事項の変更の届出があった件 の規定に基づき登録講習実施機関か

人事異動

内閣 財務省

叙位.叙勲

皇室事項

官庁報告

(国土交通省) 効果があるものとしての指定の公告 国土調査法に基づく国土調査と同一の

以下次のパージハ続く)

3

30

¥

エリ ザス点鼻粉末200μg28噴霧用

○厚生労働省告示第三百七十八号

ル・エストロジェル0.06%

<u>ښ</u>

官

〇厚生労働省告示第三百七十六号

施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定す る表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省合第一号)第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法 成二十四年五月三十一日 **厚生労働大臣**

類医薬品の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第三百七十四号) 及び薬事法施行規則第 の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第三百七十五号)により指定が変更された医薬品 『百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品 「十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき原生労働人臣が指定する第一類医薬品及び第二 |規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働人臣が定める期間は、楽事法第 楽事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号 薬事法施行規則第二百十六条の一第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第 五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

〇厚生労働省告示第三百七十七号 ついては、それぞれ当該指定に係る告示の適用の日から起算して一年間とする。

|価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号) 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価 平成二十四年五月三十 の一部を次のように改正する 厚生労働大臣 小宮山洋子 楽

別表に第8部として次のように加える。

T D アルタット 쐴粒20% アルタット カプセル75mg アルタット カブセル37.5mg Ē 91 #8 ミ K Ŋ Ĭπ \equiv 类 37.5mg1 カフセル 75mg1 カフセル 厺 Ē £ 20%1 g 印 渋 118.9044.6027.30E 餔

⅓ \mathbb{H} 40mg1 カブセル $250 \log 1$ 500mg1 包 色 284.80448.40194.10

ドスフノーラ監約公约250mg ホスレノール顆粒分包500mg

ストラテラカプセル40ng

(됐

戝 ₹ 田 Ŕ 揿 E 主

 $0.06\%1~\mathrm{g}$ 5.6mg1 瓶 1.758.4027.80

|並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百ヒ号)の||生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則 |医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の 部を次のように改正する。 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び 平成二十四年五月三十一日 厚生労働大臣 小宫山洋子 兀

5

アルタットカフセル37.5 듵ㅁ

別表第2に第6部として次のように加える。

第6 第

ĬΞ

奎

Σ

 \mathbb{H}

兴 $\bar{\mathbb{Q}}$

热

圶

,Ξ:

3

<u>-</u>₹

アルタット カフセル75

〇農林水産省告示第千四百五十四号 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三

平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号 て農林水産大臣の指定するものを指定する件)の 法律第九十八号) 第五条第三項の規定に基づき、 (肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用 子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であっ 部を次のように改正し、公布の日から施行する。 平成二十四年五月三十一日 仃

農林水産大臣臨時代理

表中岡崎中央家畜市場の項及び西三河家畜市場 国務大臣 前田 武志

〇農林水産省告示第千四百五十五号

第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関 において準用する同法第十七条の二第三項の規定 の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項 条の三第二項において準用する同法第十七条の二 る法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十七 に基づき公示する 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す

農林水産大臣臨時代理 国務大臣

平成二十四年五月三十一日

区日本儒兜町十五番六号 登録認定機関の名称及び住所 平成二十四年三月十三日 第百三号 登録更新年月日及び登録更新番号 一般財団法人日本穀物検定協会 àίι HI 東京都中央 汽志

う登録認定機関の事業所の所在地 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行 生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖

登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

37.5mg1 カブセル カフセル

国内及び国外(アメリカ合衆国、 認定を行う区域 4 華人民

〇農林水産省告示第千四百五十六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) (2) 認定を行う事業所の所在地 東京都中央区日本橋兜町十五番六号

指定施業要件を変更する。 平成二十四年五月三十一日 農林水産大臣臨時代理

三十三条の二の規定により、次のように保安林の

一 変更後の指定施業要件 一 保安林として指定された目的 上砂の流出の について次の図に示す部分に限るう 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岡山県美作市・小田郡矢掛町(以上一市一町 国務人臣 前田 武志

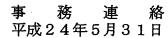
立木の伐採の方法 次の森林については、 美作市・矢掛町(以上一市一町について 一伐は、 択伐によ

次の図に示す部分に限る。)

3 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない 主伐として伐採をすることができる立木

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする は、当該立木の所在する市町村に係る市町

の図面及び関係書類を岡山県庁並びに美作市役所 及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間





地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

御中

厚生労働省保険局医療課

,使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)については、平成24年厚生労働省告示第377号及び第378号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望のあった医薬品(内用薬6品目及び外用薬2品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区	分	内	用	薬	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬剤		計	
品目	割数	8,	, 6	63	3,	8	3 7	2,	4	3 2	2 7	14,	959	1

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼 があった医薬品(内用薬2品目)について、掲示事項等告示の別表第2に収載す るものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、 次のとおりであること。

区	分	内	用	薬	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬剤	計
品目	数		1	3 7		1	3 2		•	3 4	1	3 0 4

(参考1)

薬価基準告示

	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
1	内用薬	局 アルタットカプセル37.5mg	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	37.5mg 1 カプセル	27.30
. 2	内用薬	<i>同</i> アルタットカプセル75mg	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	75mg 1 カプセル	44 . 60
-3	内用薬	アルタット細粒20%	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	20% 1 g	118.90
4	内用薬	ストラテラカプセル40mg	アトモキセチン塩酸塩	40mg 1 カプセル	448 . 40
5	内用薬	ホスレノール顆粒分包250mg	炭酸ランタン水和物	250mg 1 包	194 . 10
6	内用薬	ホスレノール顆粒分包500mg	炭酸ランタン水和物	500mg 1 包	284 . 80
· 7	外用薬	エリザス点鼻粉末200μg28噴霧用	デキサメタゾンシペシル酸エステル	5.6mg 1 瓶	1, 758 . 40
8	外用薬	ル・エストロジェル0.06%	エストラジオール	0.06% 1 g	27 . 80

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

	N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	同 アルタットカプセル37.5	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	37.5mg 1 カプセル	27 . 30
2	2 内用薬	同 アルタットカプセル75	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	75mg 1 カプセル	44 . 60